

## なんでも相談会& インボイス制度個別相談会

要予約 TEL 03-3986-2471

12月のなんでも相談会は、税務・経営相談が16日(火)、法律相談が17日(水)です。ともに13時30分～15時30分まで(予約は15時まで)。30分刻みで要約。顧問税理士、弁護士が相談に応じます。インボイス制度個別相談会は16日(火)、23日(火)10時～16時。45分刻みで要約。

# けんせつ北部

(購読料は組合費の中)  
に含まれています。

定価二十円

発行所  
東京土建一般労働組合  
城北ブロック会議  
東京都豊島区西池袋5-22-15  
電話 豊島(3986)2471  
北(5390)6021  
板橋(3963)5325  
練馬(3825)5522  
発行人 寺島耕平  
発行予定日 毎月4回  
1日、9日、17日、25日

# いよいよ制定へ、 公契約条例

10月24日、豊島区議会で公契約条例を含む議案が審議され、満場一致で採択されました。区議会では読み上げられすんなりと採択されましたが、東京土建にとっては長年の悲願で、大きな一歩となりました。

以前の豊島区は、公契約条例に関して話し合いをする雰囲気は全くなく、取り合ってもくれませんでした。それでも、地元自治体に関する工事や処遇の改善を求める中で、一歩一歩公契約条例の必要性を訴えてきました。大きな転換期を迎えたのは、近

隣の自治体で公契約条例が徐々に制定されてきたことと、豊島区政が変わったことでしょう。数年前から、近隣の状況を踏まえて判断すると前向きな回答に変わりました。そこからは一気に制定まで動きました。みんなの声が徐々に大きくなって豊島区に届いた結果です。

公契約条例は採択されましたが、本当に重要なのはこれからです。この条例をしっかりと機能させていくための審議会や評議会を豊島支部もバックアップし、声を届け続けるこ



議会を傍聴し条例制定が議決されるのを見届けた豊島支部の仲間

と、賃金だけではなく、法定福利費などもしっかりと確保していくことなど、条例が施行される来年4月以降も見守っていきましょう。

(田中承宏椎名町分会教宣部長)

## 豊島区公契約条例制定へ

令和6年第2回定例会にて、公契約条例について「区内事業者や関係者とも十分に意見交換をしながら条例の制定に向けた検討を進めていく」旨の、高際区長からの答弁を受けて、第3回定例会では、小池総務部長より、「今後、区として対象とする予定金額や労働報酬下限額の設定方法など、区内事業者との意見交換会において具体的な協議を進め、また、外部の有識者や事業者・労働団体の代表者から成る会議体を立ち上げ、区としての条例案を取りまとめ、パブリックコメントを実施した後、年度内もしくは来年度の早期に区議会に提案したい」との具体的な答弁がありました。

これら定例会での発言を受けて、同年12月に全建総連・都連で第1回事務局会議を開催し、全建総連東京都連 豊島地区協議会発足を確認、2025年2月12日に結成集会＆公契約条例学習会を豊島支部で開催しました。

検討委員会設置要綱に基づいて設置された検討委員会を、令和7年4月21日に第1回目を開催し、続く5月21日の第2回の検討委員会

では素案が提出されました。ここでは素案を基に、公契約条例の対象となる事業の規模(請負金額)等に関するより具体的な討議がされました。検討委員会設置要綱により委員には、区内の有識者2名、事業者2名、労働団体代表2名が選出され、豊島支部からも寺島主任書記が労働団体代表の枠から選出されました。

第二回検討委員会後、豊島区公契約条例案としてパブリックコメントを、令和7年7月25日～同8月22日の期間募集し、37件の意見が寄せられました。豊島支部、豊島区労協からも意見を寄せました。

同年9月17日に公契約条例の最終案(下記)が豊島区議会の総務委員会で提案され、10月の本会議で議決され、2010年に千葉県野田市で公契約条例が全国で最初に施行されてから、15年間同条例制定に向けた運動を続けてきた豊島支部と区内共闘団体の宿願である豊島区公契約条例の来年の施行が決まりました。

## 豊島区公契約条例

### (目的)

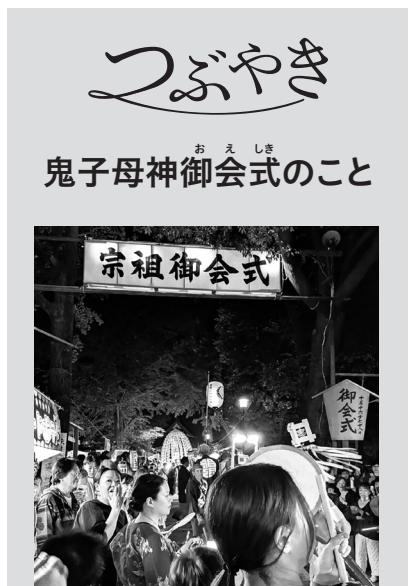
第1条この条例は、豊島区(以下「区」という。)におけるすべての公契約に關し、基本方針及びその他必要な事項を定めることにより、区が発注する公共工事等の品質を確保するとともに、その業務に從事する労働者の賃金引上げやダンピング防止につなげ、労働者等の労働環境確保の実効性を高め、もって区民の福祉の増進及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約区が締結するすべての請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)と締結する公の施設の管理に関する協定(以下「指定管理協定」という。)をいう。

「以下省略」



鬼子母神の正式名称は、威光山法明寺の鬼子母神堂で、安産・子育の神様です。

10月13日に日蓮上人の忌日の法会で法明寺では宗祖御会式を行います。これとは別に10月の16日から18日は鬼子母神御会式(おえしき)の大祭があります。江戸時代から伝わる行事で今も地域の人々が待ちわびる年中行事になっています。

今年も例年通り10月に入ると、地域のあちこちで各講ごとに万灯小屋が建てられ、万灯に付ける花作りの準備や、境内では太鼓やまといの練習も始まりました。御会式が終わるまでは独特的な雰囲気で地域が包まれます。

18日は池袋駅前から明治通りを千登世橋へと上り明治通りを経て鬼子母神堂まで練り歩きました。参道に入ると、何本ものまといがゆれ、先太鼓や後太鼓の掛け合いで最高潮に達しました。500の桜花を25本の枝に結んだ枝垂れ桜様の万灯を片手で持ち上げたり、花をゆらしたりと、何台もの万灯が夜目に映えとてもきれいでした。日付が変わるころまで太鼓の音が絶えませんでした。御会式が終わると、いつもの静けさが鬼子母神堂に戻りました。

(新井睦子通信員 南池袋分会)

## 後継者対策部主催 バスレク開催

後継者対策部主催のバスレクで、10月19日に千葉県袖ヶ浦市にあるテーマパーク「ドイツ村」へ行きました。25人の参加でした。

袖ヶ浦の丘陵地が、ドイツの田園地帯によく似ていることから、テーマパークとしてドイツの美しい田舎を再現したとのことで、アトラクションや、ワインーやソーセージのBBQランチを楽しみました。行きと帰りには海ホタルで休憩して、お土産も買いました。帰りのバスの中でのビンゴは盛り上がり、あっと言う間の一日でした。

園内は、アトラクションもありハードなものは少ないものの、大人も子供も楽しんで遊ぶことができたと思います。ランチのBBQも小



さなお子様から大人まで、みんなが楽しめました。

「広すぎて、移動が大変」、「イルミネーションが見れず残念」と言う声も参加者から聞かれました。あと、添乗員さんの段取りが悪かったとの声があり、次回への反省点として生かしていきたいと思いました。

(澤田剛 さくら分会 支部常任委員)

# 秋の仲間づくり 運動終ア

10月31日の打ち上げ式で、二か月に渡る長い仲間づくり運動月間が終了しました。直属、企業交流分会を含む全分会で、月間に立てた目標を達成し、地域分会のさくら、かなめ、椎名町分会では目標数を超えて超過達成をしました。

11月1日時点での豊島支部組織人數は、2035人になり、1月時点での組織人數である2042人には及びませんでした。また、昨年同時期の組織人數は2070人で、一昨年は2084人と年々減少しており、組合員数の多さが、組織力に直結する労働組合で、組合員を増やす取り組みは、仲間づくりが終わっても、常に継続していく必要があります。

10月31日には、池袋東口にあるホテルグランドシティ内のレストランセゾンを貸しきり、打ち上げ式を開きました。70人以上の活動家や、この仲間づくり運動で加入した新しい仲



レストランセゾンの料理を楽しむ参加者

間も多数参加し、二か月間の頑張りをお互い讃え合い懇親を深めました。二か月の長丁場で、拡大統一行動日以外にも群会議や分会役員会議等、ほぼ毎日のように組合とその仲間のために時間を充て、頑張ってくれた皆様に心からの敬意と感謝の意を表します。



拡大数トップ、一番乗り、一月現勢回復等5冠を達成した上池本町分会

## ミドルの会

### ボウリング&懇親会



10月25日に豊島支部「ミドルの会」主催のボウリング大会&懇親会を行いました。13人の参加がありました。

ボウリングは、ストライクやスペアを取るとハイタッチや歓声を上げて、かなり盛り上がってました。皆さんの笑顔が自然で、楽しく過ごせたと思います。

その後にボウリング場のすぐ近所の居酒屋に移動して懇親会を開きました。南池袋分会長の太田さんに一言いただき、乾杯しました。「後継者世代に負けないで、ミドルの会も今後こうしたイベントを楽しくやっていきたい」と、力強い言葉をいただき、自分も頑張ろう！と言う気持ちになりました。

お酒も進み、料理も美味しく頂きました。今後は、分会対抗のカラオケ大会や、体力差の出ないスポーツ競技大会、バスレフ、BBQなど、いろんな事に挑戦してミドルの結束を強めていきたいと思ってます。我々ミドル世代も、まだまだやれるんだぞ！とアピールしていけたらと思っています。もちろん、先輩達や若い人達との交流も考えており、ご指導をお願いします。今後のミドルの会にご期待ください。

伊藤 寿通信員(池袋分会・支部常任委員)



伊藤さん(一番左)と飯島さん夫婦(椎名町)

### 腰痛症に労災適用を拒否するW整形外科医

作田信義 通信員(池袋分会)



私は長年、町場を中心に建築塗装工事をしてきました。2021年、79歳の時に、外部屋根足場仕事の後、年末から腰痛がひどくなり、年明けになっても痛みが治まらないでW整形外科医院に受診しました。レントゲン撮影、所見等で腰椎すべり症があり、「腰部脊椎管狭窄症」と言う診断でした。

仕事の状況も話しましたが、永年の加齢によるものと言われ、痛み止めの内服薬と定期的な注射、コルセット使用、牽引などの治療を現在も続けています。

初診から2年近く経った頃、病状の悪化を察するため、レントゲンの再読影を行ったところ、「右変形股関節症」が重症化していることがわかり、人工関節適用手術を行うよう大病院を紹介されました。自分としては仕事が原因で悪化していると思うので、組合に相談したところ労災申請した方が良いと勧められました。労働災害と仕事との因果関係や説明資料ももらいW医院に労災の診断書をお願いしたところ、「加齢によるもので、脊椎管狭窄症も、変形股関節症も労災の診断書は発効できません」と繰り返し言われました。この説明では、高齢者の各患者の症状や状況は違うのに、加齢のためという一言で、疾病や障害のすべてが労災対象から除外されているようで納得できません。現役高齢労働者が年々増加する傾向にあるなか、自らのため、同一の症状を抱えている高齢労働者のため、権利獲得の闘いとして頑張りたいと思います。